

積立普通傷害保険・積立家族傷害保険



積立普通傷害保険

偶然な事故によりケガをされたときに、保険金(死亡、後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。

個人型 一歩先ゆく大きな安心
(普通傷害保険) 保険金額・保険料〔職種別A級〕

タイプ名	満期返れい金コース	本人		保険期間 (保険のご契約期間)	払込方法(保険料)			
		死亡・後遺障害 保険金額	賠償責任支払限度額(免責金額なし)		一時払	年払 (総支払保険料)	月払 (総支払保険料)	団体扱 (総支払保険料)
C9	100万円 コース	2,000万円	3年満期	1,117,470円	380,150円 (1,140,450円)	32,070円 (1,154,520円)	31,680円 (1,140,480円)	
		7,500円						
		5,000円						
C5	50万円 コース	3,000万円	5年満期	1,184,100円	246,070円 (1,230,350円)	20,930円 (1,255,800円)	20,530円 (1,231,800円)	
		1,000万円						
		4,500円						
C3	30万円 コース	3,000万円	3年満期	339,000円	115,510円 (346,530円)	9,750円 (351,000円)	9,630円 (346,680円)	
		500万円						
		2,000円						
C1	20万円 コース	3,000万円	5年満期	227,450円	77,580円 (232,740円)	6,550円 (235,800円)	6,470円 (232,920円)	
		300万円						
		2,250円						

個人型 (普通傷害保険) 保険金額・保険料〔職種別A級〕(低保険金額タイプ)

タイプ名	満期返れい金コース	本人		保険期間 (保険のご契約期間)	払込方法(保険料)			
		死亡・後遺障害 保険金額	賠償責任支払限度額(免責金額なし)		一時払	年払 (総支払保険料)	月払 (総支払保険料)	団体扱 (総支払保険料)
C8	100万円 コース	1,000万円	3年満期	1,056,180円	356,120円 (1,068,360円)	29,860円 (1,074,960円)	29,680円 (1,068,480円)	
		5,000円						
		2,000円						
C4	50万円 コース	3,000万円	5年満期	1,086,040円	222,300円 (1,111,500円)	18,740円 (1,124,400円)	18,540円 (1,112,400円)	
		500万円						
		2,500円						
C2	30万円 コース	3,000万円	3年満期	318,260円	107,380円 (322,140円)	9,000円 (324,000円)	8,950円 (322,200円)	
		300万円						
		1,500円						
C0	20万円 コース	3,000万円	5年満期	219,770円	45,080円 (225,400円)	3,800円 (228,000円)	3,760円 (225,600円)	
		200万円						
		400円						

上表は、被保険者本人のご職業がA級の場合でお支払いいただく保険料を設定しています。保険契約申込書の被保険者(ご本人)欄に記載された方の職種別A・B級により、保険料が異なります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
※同種の危険を補償する満期返れい金のない保険商品もありますので、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

〈用語の解説〉

- 被保険者とは…保険の補償を受けられる方をいいます。
- 保険金額とは…保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

主な傷害事故の例



主な損害賠償事故の例



●職種別〔主な例〕

被保険者のご職業(お仕事の内容)によって保険料が異なります。職種別については、次の分類をご覧ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

職種別	職業
A級	〔職種別B級〕以外のご職業の方
B級	農林業作業(農耕作業・造園師・酪農作業等)、漁業作業(漁船乗組員・海面漁労作業等)、探鉱・採石作業(採石工・探鉱員等)、自動車運転者(タクシー運転手・ダンパー運転手等)、木・竹・草・つる製品製造業者(製材工・竹細工等)、建設作業(大工・建築・土木業者等)

(注)上記職業別には「特別危険な職業等」の方は含まれておりません。「特別危険な職業等」に該当される方は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※「特別危険な職業等」とは、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士およびその他これらに準ずる危険な職業または危険を有する職業をいいます。

●保険期間中、被保険者ご本人のご職業が変更になったときはご通知ください。

積立普通傷害 共通 積立家族傷害

●賠償責任危険補償特約をセッしない場合

賠償責任危険補償特約をセッされない場合は各払込方法別に下記保険料を減算してください。

払込方法	保険期間	
	3年	5年
一時払	2,000円	3,200円
年払	780円	780円
月払	70円	70円
団体扱	70円	60円

●第三者加害行為による人身傷害補償特約をセッする場合

〔保険金額3000万円〕

第三者加害行為による人身傷害補償特約をセッされる場合は各払込方法別に下記保険料を加算してください。

払込方法	保険期間	
	3年	5年
一時払	680円	1,080円
年払	260円	260円
月払	20円	20円
団体扱	20円	20円

契約者貸付制度について

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用意する貸付制度があります。なお、ご用意できる金額は、弊社の定める範囲内となります。ただし、質権等が設定されているご契約については、ご用意できません。
※詳細については「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

家族みんなの毎日の笑顔を守りひとりひとりの明るい未来を創る
 しっかり家族の保険です。

3年・5年満期

積立家族傷害保険

偶然な事故によりケガをされたときに、保険金(死亡、後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。

家族型

ご家族ぐるみの大きな補償

(家族傷害保険)保険金額・保険料(職種別A級)

タイプ名	満期返れい金コース	本人			配偶者			その他の家族			保険期間(保険のご契約期間)	払込方法(保険料)			
		死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額		一時払	年払(総支払保険料)	月払(総支払保険料)	団体扱(総支払保険料)
F5	100万円コース	2,000万円	1,000万円	500万円	2,000万円	1,000万円	500万円	2,000万円	1,000万円	500万円	3年満期	1,241,240円	428,650円 (1,285,950円)	36,490円 (1,313,640円)	35,690円 (1,284,840円)
		7,500円	4,500円	2,250円	7,500円	4,500円	2,250円	7,500円	4,500円	2,250円		5年満期	1,382,050円	294,090円 (1,470,450円)	25,300円 (1,518,000円)
		3,000万円			3,000万円			3,000万円							
F4	70万円コース	1,500万円	600万円	300万円	1,500万円	600万円	300万円	1,500万円	600万円	300万円	3年満期	898,070円	311,510円 (934,530円)	26,590円 (957,240円)	25,950円 (934,200円)
		6,750円	4,500円	2,250円	6,750円	4,500円	2,250円	6,750円	4,500円	2,250円		5年満期	1,014,160円	217,190円 (1,085,950円)	18,750円 (1,125,000円)
		3,000万円			3,000万円			3,000万円							
F3	50万円コース	1,000万円	500万円	250万円	1,000万円	500万円	250万円	1,000万円	500万円	250万円	3年満期	638,250円	221,220円 (663,660円)	18,880円 (679,680円)	18,430円 (663,480円)
		4,500円	3,000円	1,500円	4,500円	3,000円	1,500円	4,500円	3,000円	1,500円		5年満期	719,240円	153,900円 (769,500円)	13,270円 (796,200円)
		3,000万円			3,000万円			3,000万円							
F2	30万円コース	500万円	300万円	200万円	500万円	300万円	200万円	500万円	300万円	200万円	3年満期	392,450円	136,460円 (409,380円)	11,650円 (419,400円)	11,370円 (409,320円)
		3,000円	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円	1,500円		5年満期	446,740円	96,030円 (480,150円)	8,310円 (498,600円)
		3,000万円			3,000万円			3,000万円							
F1	20万円コース	300万円	200万円	100万円	300万円	200万円	100万円	300万円	200万円	100万円	3年満期	261,070円	90,760円 (272,280円)	7,750円 (279,000円)	7,560円 (272,160円)
		2,250円	1,500円	750円	2,250円	1,500円	750円	2,250円	1,500円	750円		5年満期	296,920円	63,790円 (318,950円)	5,500円 (330,000円)
		3,000万円			3,000万円			3,000万円							

上記以外にご本人およびその他のご親族のみを補償の対象とする「配偶者補償対象外特約」をセットした契約もございます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

夫婦型

明るい未来の二人のために

(夫婦特約付帯家族傷害保険)保険金額・保険料(職種別A級)

タイプ名	満期返れい金コース	本人		配偶者		保険期間(保険のご契約期間)	払込方法(保険料)			
		死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額		一時払	年払(総支払保険料)	月払(総支払保険料)	団体扱(総支払保険料)
F5	100万円コース	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	3年満期	1,178,270円	403,970円 (1,211,910円)	34,220円 (1,231,920円)	33,640円 (1,211,040円)
		7,500円	4,500円	7,500円	4,500円		5年満期	1,281,300円	269,660円 (1,348,300円)	23,060円 (1,383,800円)
		3,000万円		3,000万円						
F4	70万円コース	1,500万円	600万円	1,500万円	600万円	3年満期	846,900円	291,450円 (874,350円)	24,740円 (890,640円)	24,280円 (874,080円)
		6,750円	4,500円	6,750円	4,500円		5年満期	932,290円	197,340円 (986,700円)	16,930円 (1,015,800円)
		3,000万円		3,000万円						
F3	50万円コース	1,000万円	500万円	1,000万円	500万円	3年満期	601,190円	206,700円 (620,100円)	17,550円 (631,800円)	17,220円 (619,920円)
		4,500円	3,000円	4,500円	3,000円		5年満期	659,940円	139,520円 (697,600円)	11,950円 (717,000円)
		3,000万円		3,000万円						
F2	30万円コース	500万円	300万円	500万円	300万円	3年満期	358,340円	123,090円 (369,270円)	10,430円 (375,480円)	10,250円 (369,000円)
		3,000円	1,500円	3,000円	1,500円		5年満期	392,160円	82,790円 (413,950円)	7,090円 (425,400円)
		3,000万円		3,000万円						
F1	20万円コース	300万円	200万円	300万円	200万円	3年満期	244,010円	84,070円 (252,210円)	7,130円 (256,680円)	7,010円 (252,360円)
		2,250円	1,500円	2,250円	1,500円		5年満期	269,630円	57,180円 (285,900円)	4,900円 (294,000円)
		3,000万円		3,000万円						

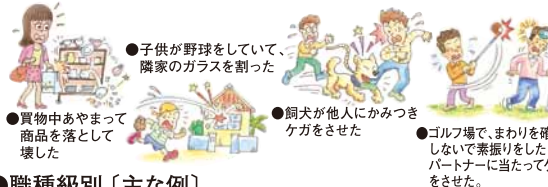
上表は、被保険者本人のご職業がA級の場合でお支払いいただく保険料を設定しています。保険契約申込書の被保険者(ご本人)欄に記載された方の職種別A・B級により、保険料が異なります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※同種の危険を補償する満期返れい金のない保険商品もありますので、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

主な傷害事故の例



主な損害賠償事故の例



●職種別級【主な例】

被保険者ご本人のご職業(お仕事の内容)によって保険料が異なります。職種別級については、次の分類をご覧ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

職種別級	職業
A級	「職種別級B級」以外のご職業の方
B級	農林業作業(農耕作業・造園師・酪農作業等)、漁業作業(漁船乗組員・海面漁労作業等)、採鉱・採石作業(採石工・採鉱員等)、自動車運転者(タクシー運転手・ダンプカー運転手等)、木・竹・草・つる製品製造作業(製材工・竹細工等)、建設作業(大工・建築・土木作業等)

(注)上記職種別級には「特別危険な職業等※」の方は含まれておりません。「特別危険な職業等※」に該当される方は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※「特別危険な職業等」とは、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士およびその他これらに準ずる危険な職業または危険を有する職業をいいます。

●申込書上の本人について

家族型で対象となる被保険者は、「ご契約のご本人」「配偶者」「ご本人・配偶者と生計を共にする同居の親族」「ご本人・配偶者と生計を共にする別居の未婚の子」となります。

●保険期間中、被保険者ご本人のご職業が変更になったときはご通知ください。

●被保険者の範囲

(1)賠償責任危険補償および第三者加害行為による人身傷害補償以外について

- ①普通傷害保険:記名した方1名が被保険者となります。
- ②家族傷害保険:「被保険者本人」として記名した方に加え、保険金支払事由発生時において下表に該当する方が自動的に被保険者となります。

契約タイプ	被保険者の範囲		
	申込書記載のご本人	ご本人の配偶者	その他のご家族*
夫婦型	○	○	×
家族型	○	○	○
配偶者補償対象外型	○	×	○

*「その他のご家族」の範囲は次のとおりです。

- ・ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(注)
 - ・ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2)賠償責任危険補償および第三者加害行為による人身傷害補償について普通傷害保険、家族傷害保険ともに保険金支払事由発生時において以下に該当する方が自動的に被保険者となります。
- a)被保険者本人
 - b)被保険者本人の配偶者
 - c)被保険者本人または配偶者と生計をともにする同居の親族(注)
 - d)被保険者本人または配偶者と生計をともにする別居の未婚の子(注)「親族」とは、本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

お支払いする保険金の種類と内容



この保険は、被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、ケガ*をされたときに保険金をお支払いします。

※上記ケガには、身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

	補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
基本契約	死亡 ^(注1) 保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるケガ ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ③ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
	後遺 ^(注1) 障害保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。	④ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ⑤ 地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ
	入院保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合。	保険証券記載の入院保険金日額 × 入院日数 ^(※) (※)入院日数は180日が限度となります。	⑥ 戦争・暴動等によるケガ ⑦ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛などで医学的他覚所見のないもの) など
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診による治療のため手術 ^(注2))を受けた場合。	入院保険金日額 × 5倍または10倍 ^(※) (※)外来の手術⇒5倍、入院中の手術⇒10倍	次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。
	通院保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診による治療を含みます。) ^(注3) された場合。	保険証券記載の通院保険金日額 × 通院日数 ^(※) (※)通院日数は90日が限度となります。	● 保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など
<p>※1 保険年度において、保険金を何回お支払いしても、次保険年度より保険金額はもとにもどります。ただし、積立家族傷害保険の場合は同一保険年度内に被保険者全員に、積立普通傷害保険は本人に死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、ご契約は終了いたします。</p> <p>(注1) 死亡保険金・後遺障害保険金は、合計して各保険年度ごとに保険証券記載の被保険者の保険金額が限度です。</p> <p>(注2) 公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。ただし、一部の手術を除きます。詳細は「ご契約のしおり」をご参照ください。</p> <p>(注3) 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位^(※)を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数についても通院したものとなります。</p> <p>(※) ① 長管骨または脊柱 ② 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。) ③ 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。)</p>				
特約	賠償責任危険補償特約	日本国内において、本人およびその家族がその日常生活において他人を死傷させ、または、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。 ※ 損害賠償額の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。 (注) 被保険者またはご家族の方が同様の補償内容の保険商品をご契約されている場合は、補償範囲の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否等をご確認いただいたうえでお選びください。	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金、損害を防止または軽減するために要した必要・有益な費用等。ただし、1事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた額 (注) 基本契約における被保険者の範囲(個人型・家族型・夫婦型)に関わらず、本特約の被保険者の範囲は、被保険者本人のほか、配偶者・生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子となります。	① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ③ 戦争・暴動等によって生じた損害 ④ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑤ 同居の親族に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑥ 暴行または殴打に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害 など
	第三者加害行為による人身傷害補償特約	本人およびその家族が第三者による加害行為およびひき逃げにより傷害を被り、事故の日から180日以内に死亡したとき、または重度後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。 (注) 被保険者またはご家族の方が同様の補償内容の保険商品をご契約されている場合は、補償範囲の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否等をご確認いただいたうえでお選びください。	被害事故損害額基準に基づき算出した、葬儀費、逸失利益、精神的損害等。ただし、犯罪被害者給付金や自賠責保険、労災保険により支払われた額を差し引いた額。 ※ 上記の保険金とは別に、死亡による保険金が支払われた場合は10万円、重度後遺障害による保険金が支払われた場合は2万円の臨時費用保険金をお支払いします。	① 被保険者の極めて重大な過失 ② 保険金を受け取るべき者の極めて重大な過失 など

賠償責任危険補償特約をセットした場合に、損害賠償責任保険金に付随して支払われる費用保険金は下記のとおりです。

費用保険金の種類	内容
1. 損害防止費用保険金	発生した事故について、損害の発生または拡大の防止をするために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
2. 権利保全費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得るときは、その損害賠償請求権の保全または行使のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
3. 緊急措置費用保険金	保険事故の原因になると思われる偶然な事故が発生した場合において、被害者への応急手当・護送・その他緊急措置に要した費用および支払などをお支払いします。
4. 争訟費用保険金	被保険者と被害者との間の損害賠償責任に関する訴訟になった場合の訴訟費用(裁判上の和解、調停などの費用も含む)や弁護士報酬の費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。
5. 協力費用保険金	弊社が必要と認めて被害者と直接折衝を行う場合にそれに協力するため被保険者が直接要した費用をお支払いします。

お支払いする保険金の種類と内容および費用保険金の詳細等につきましては、「ご契約のしおり」等をご参照ください。

ご 注 意

保険金額等の引受条件について

- 保険金額の設定について、以下の点にご注意ください。
 - ・被保険者の方の年齢・年収などに照らして、適正な金額となるように設定してください。
 - ・入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められます。
 - ・次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額（第三者加害行為による人身傷害補償特約をセットした場合は、増額後の保険金額）は被保険者ごとに同種の危険を補償する他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。
 - a. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - b. ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合
 - ※積立家族傷害保険の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
 - なお、積立家族傷害保険の場合、ご本人以外の方（本人の配偶者およびその他のご親族）についてご契約いただける死亡に関する保険金額は、上記a.b.にかかわらず同種の危険を補償する他の保険契約等と合算して1,000万円までとなります。
- 同種の他の保険契約等がある場合は、保険契約申込書の「同種の他の保険契約など」欄に必ずご記入ください。

万が一事故にあわれたら

- すぐにお近くの取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（裏面参照）にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - 損害賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが比例配分されますので、ご注意ください。
 - 事故により高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、弊社の承認を得て、所定の方（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記（注）をご覧ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となる方にも必ずご説明ください。
- (注) ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合）
 - ③上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族（上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合）

保険料の払込等について

- 月払、年払の場合、保険料のお払込みがないときには、失効・解約返れい金の範囲内で立替（振替貸付）を行います。このとき、立替金額に対して利息を頂戴いたします。
- 払込保険料の最終回および最終回直前の2回分については、満期返れい金から差し引き、お払込みに充当させていただきますので、ご了承ください。

税法上の取扱い

- 税法上の取扱いとして、個人契約の場合、受け取られた返れい金等（満期返れい金、契約者配当金、解約返れい金、失効返れい金）については次の算式により計算された額が一時所得となります（他に一時所得がない場合）。一時所得はその2分の1に相当する額が他の所得と合算の上課税されます。なお、税法上の取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

$$\text{一時所得} = (\text{返れい金等受取総額}) - (\text{ご負担保険料総額}) - \text{特別控除額} 50\text{万円}$$

満期返れい金・契約者配当金

- この保険では、保険期間が満了し、保険料全額のお払込みが完了している場合は、保険証券に記載された満期返れい金をご契約者にお支払いします。また、お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち所定の方法により計算された金額を、満期返れい金とともに、契約者配当金としてお支払いします。契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、契約者配当金はご契約の払込方法や保険期間によって異なります。

<ご契約の中途終了・失効の場合について>

- ・被保険者（家族傷害保険の場合は、被保険者全員）につき、同一保険年度（保険の始期日から起算した1年ごとの期間）内に生じた事故によるケガに対してお支払いする死亡・後遺障害保険金の合計額が、契約時に定めた死亡・後遺障害保険金額に相当する額となった場合は、ご契約は終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできなくなります。
- ・保険金をお支払いする事由以外の原因によって、被保険者が亡くなられた場合にはご契約は失効し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできなくなります。

解約・失効返れい金

- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約時の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返れいされる場合であっても、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

その他ご注意いただきたいこと

- 保険契約申込書等に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください(弊社代理店には告知受領権があります。)
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき積立保険の加入や大口の現金取引などを行うに当たって、お客様の本人確認を行うことが義務付けられています。ご加入にあたり、所定の公的証明書のご提示をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約のお申込みを撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- お届けする保険証券は内容をご確認の上、大切に保管してください。
- 保険契約申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
 - 被保険者のご年齢が70歳以上の場合
- 損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払いが正しく確実に行われるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 補償の重複について
補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。
- 米国税法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に基づく対応において、この保険契約へのご加入にあたっては、ご契約者が「米国における納税義務者等」に該当しない旨を宣誓していただきます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

このパンフレットは「積立普通傷害保険(普通傷害保険+積立型基本特約)」と「積立家族傷害保険(家族傷害保険+積立型基本特約)」の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しておりますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022808** (通話料有料)

受付時間: 午前9:15~午後5:00 (土日・祝日および12/30~1/4を除きます。)

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
(ホームページアドレス) <http://www.daidokasai.co.jp/>

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記にご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

受付時間: 平日の午前9:00~午後5:00

(土日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター 平日 午前9:00~午後5:00 ☎ 098-869-3119

※夜間事故受付(平日夜間「午後5:00~翌朝9:00」、土日祝日および12/31~1/3)は下記専用ダイヤルにご連絡ください。



0120-091-161 (通話料無料)



●お申し込み・お問い合わせは